

議第 52 号令和 3 年度滋賀県一般会計補正予算 (第 14 号)
 に対する附帯決議への対応について (事業継続支援事業)

1. 附帯決議事項 (R4.2.14 : R4.2 定例会議)

『事業継続支援事業(第 4 期)』にかかる補正予算については、令和 4 年 2 月定例会議において、次の附帯決議を付して議決された。

1. 事業の効果が早急に発現するよう、迅速な執行を図ること。

2. これまでの経過

令和 4 年 2 月 14 日	R4.2 定例会議[初日] 補正予算上程・議決
↓ (申請システムの構築、専用 HP の改修、コールセンターの設置、審査スタッフの研修等)	
令和 4 年 3 月 16 日～	申請受付開始
令和 4 年 4 月 12 日～	順次、給付開始
令和 4 年 7 月 21 日	R4.7 定例会議[初日] 補正予算上程・議決 (支援金 <u>原資増額</u>)
令和 4 年 8 月 1 日	申請受付終了
令和 4 年 10 月 31 日	事業終了 (委託期間終了)

3. 迅速な執行に向けた取組 : 申請受付から給付に要する期間の短縮

1) 第 4 期 申請～給付に要した日数 平均 25 日間 ← 第 1～3 期 約 40 日間

2) 取組内容

- ①審査の簡略化 : 国支援金の受給を要件とするため、審査項目減
- ②審査体制の強化 : ノウハウを有するスタッフの配置
- ③申請のオンライン化 : 紙書類の郵送でのやりとり減

<参 考> 事業継続支援事業 (第 4 期) 実績

給付件数	給付金額
21,010 件	2,895,200 千円